

障がい者グループホーム 開設ハンドブック



令和 5 年 2 月改訂版

大阪府 福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

事業所の所在する市町村により、お問い合わせ・申請先が異なります。
予めご注意ください。(詳しくは P11 を参照)

～ 目次 ～

障がい者グループホームとは	1
グループホーム関係図	2
グループホームでの暮らし	3
開設までの流れ・運営概要	4
設備基準	5
人員配置基準	6
サービス報酬について	7
指定申請の流れ	8
運営・開設時の取組事例	9
グループホーム3類型比較表	10
お問い合わせ・申請先一覧	11

◆障がい者グループホーム(共同生活援助)とは

<障がい者の地域生活とグループホーム>

大阪府では、「人が人間(ひと)として支えあいともに生きる自立支援社会づくり」を基本理念として、様々な取組を行っています。こうした中、障がい者が自ら住みたいと思う場所で、当たり前の生活を送ることが大切です。

このためには、障がい者のニーズに対応した地域における住まいの場や日中活動の場などの福祉サービス、生活基盤の整備が必要です。

特に住まいの場の確保は、生活の基礎となるものであり、グループホームは、支援が必要な障がい者の地域生活において大きな役割を果たしています。

<障がい者グループホームの概要>

身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・難病患者が、世話人等の支援を受けながら、地域の集合住宅、一戸建て住宅において複数人で共同生活する居住の場であり、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」で位置づけられた障がい福祉サービス事業(サービス名:共同生活援助)です。

グループホームを利用するには、市町村による(障がい支援区分の判定と)サービス利用に係る支給決定が必要です。

グループホームを運営する事業者と入居者が契約を結びます。

<障がい者グループホームが目指すもの>

障がい者の地域生活の目標やスタイルにおいて必要としている支援は、障がい特性や生活体験などから一人ひとり異なります。

障がい者グループホームは、障がい者が地域社会とのつながりの中で、自らが主体的に生活できるよう、日中活動やホームヘルプ等のサービスの利用も含め、地域生活を支援するものです。また、社会全体が高齢化する中、障がい者のニーズは変化していきます。

こうした中、障がい者の地域生活におけるきめ細やかなニーズに対応したグループホームの整備が求められています。開設を検討される事業者様におかれては、この趣旨を踏まえご検討いただきますようお願いいたします。

※ 開設ハンドブックの位置づけ (令和5年2月1日時点での制度・基準を基に作成)

本グループホーム開設ガイドは、主として、開設を検討される際の事業者担当者の手引きとして活用いただくことを想定しています。

なお、グループホーム(共同生活援助)を含む「障がい福祉サービス事業等」に関する指定・指導権限は、各市・広域の所管部署へ事務移譲しています。

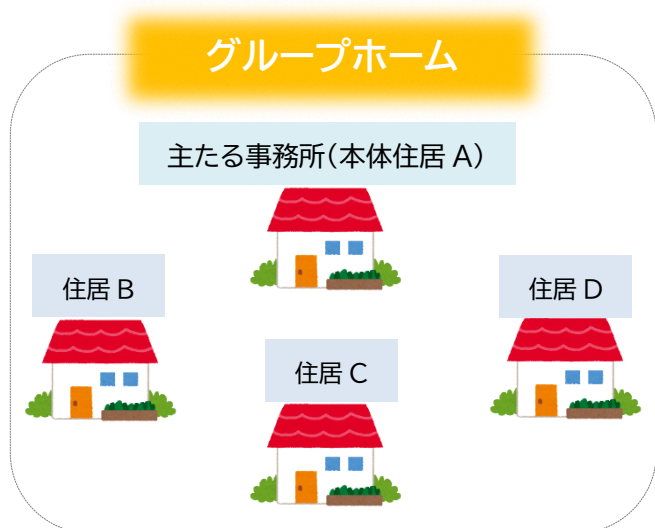
事業所の所在する市町村により、お問い合わせ・申請先、申請方法や取扱い基準等が異なりますので、お問い合わせの際は、十分ご注意ください。

(市町村別のお問い合わせ先は P11 を参照してください。)

◆グループホーム関係図



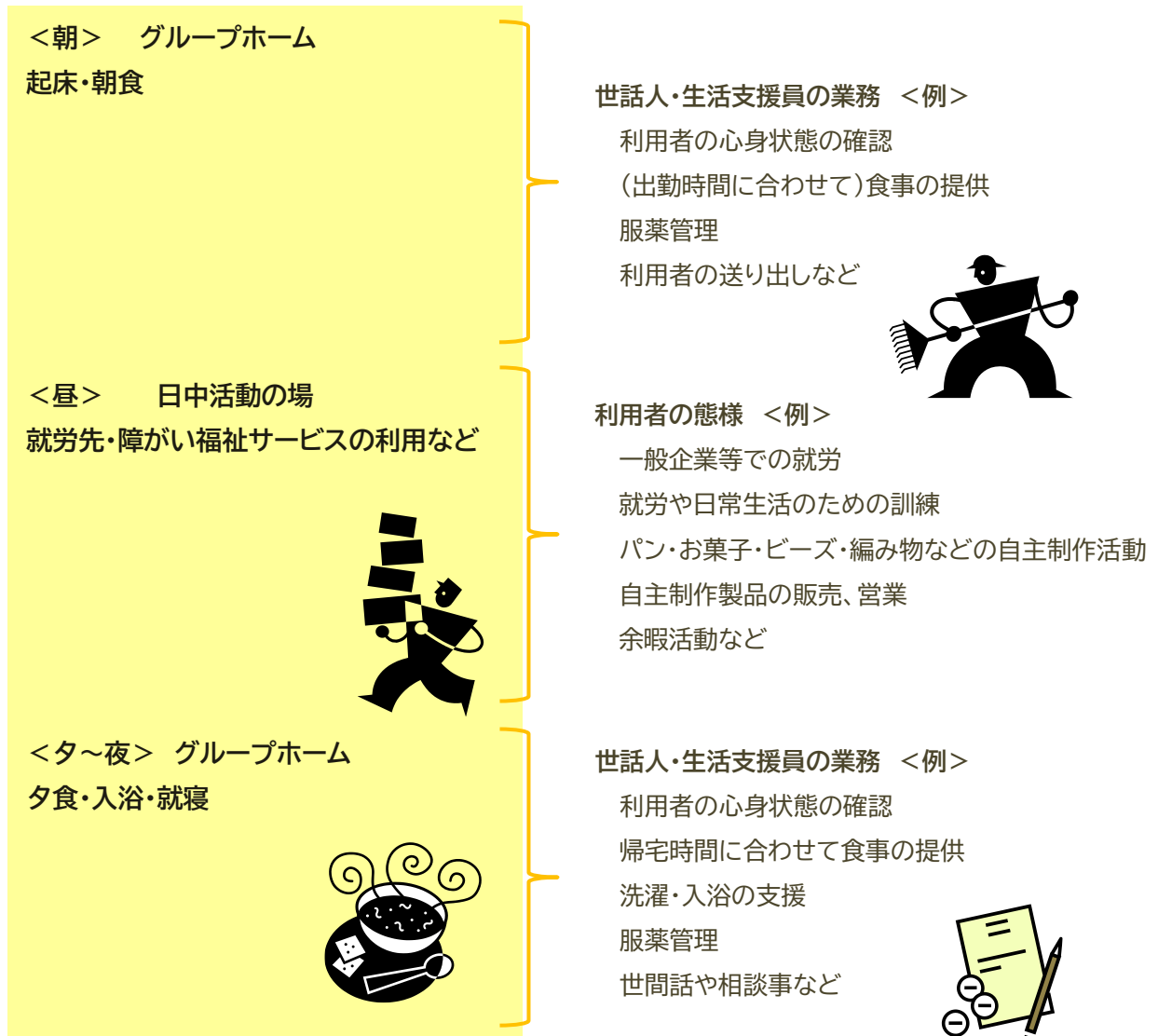
★グループホームの構成について



グループホームは、「一定の地域の範囲内」に所在する1以上の住居をまとめて1つの事業所として指定権者が指定します。

「一定の地域の範囲内」とは、主たる事務所(本体住居)から概ね 30分程度で移動できる範囲内にあって、事業所としての一体的なサービス提供に支障がない範囲のことです。

◆グループホームでの暮らし



～上記以外にも事業所の職員には、こんな業務があります！～

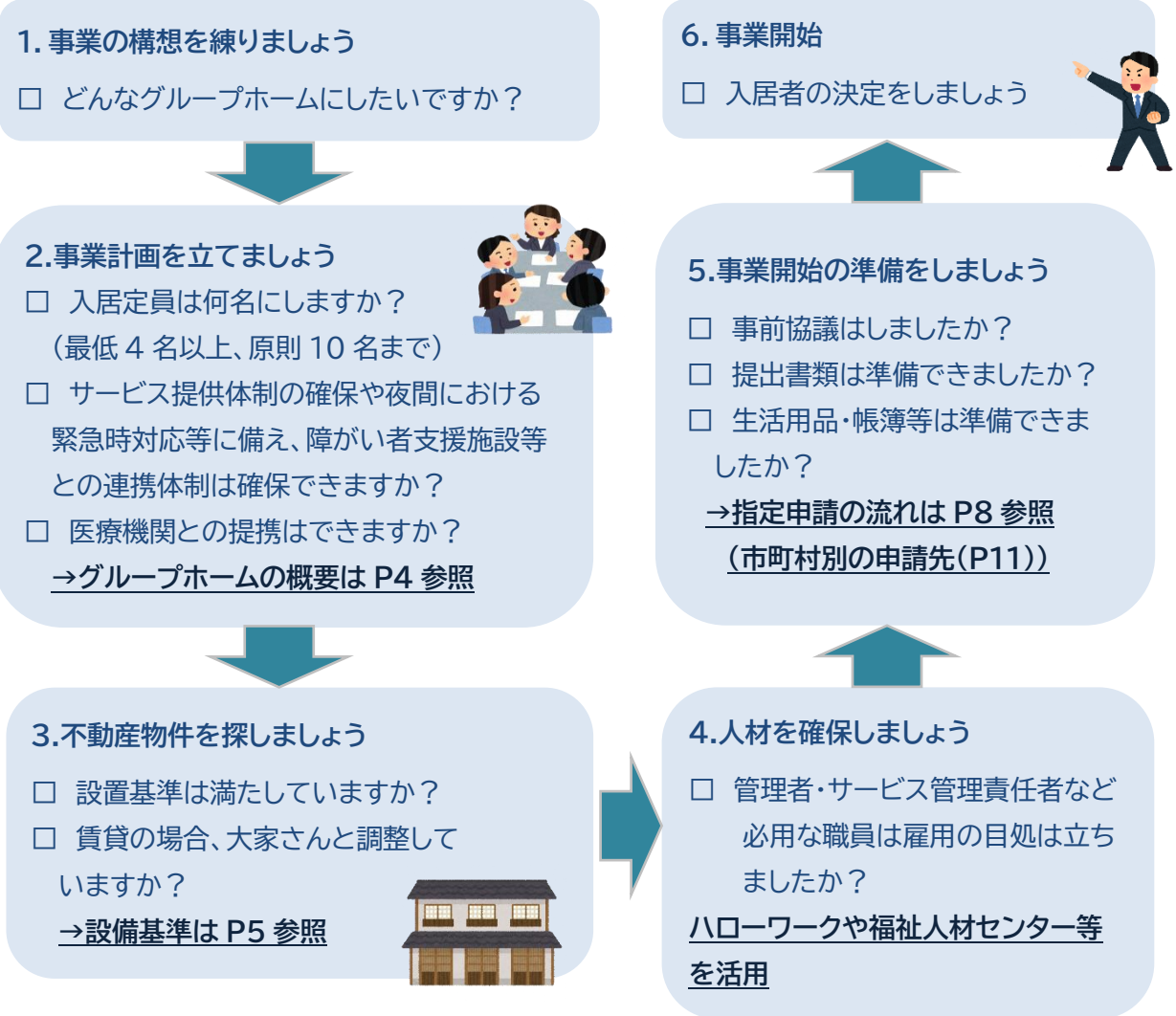
- ・日常生活の援助:掃除、家事等の介助・行政機関への手続き・家族との調整
- ・金銭管理の援助:生活費等の管理の支援
- ・緊急対応:休日、夜間の支援・防災・急病に関する業務
- ・余暇活動の援助:季節行事やレクリエーション参加への支援
- ・関係機関との連絡:社会福祉事業者など関係機関との会議・近隣や自治体との関係づくり
- ・施設等運営に関わること:会計事務、支援員の調整

業務内容はあくまでも一例です。利用者個人に合わせた支援が必要です。

事業所の職員は、利用者が地域の社会資源を活用し、自らが主体的に生活できるよう見守り、必要な支援を行います。

※主たる事業所(本体住居)の所在する市町村により指定権者(P11)が異なります。

◆ 開設までの流れ



◆ 運営概要

利用者	身体・知的・精神障がい者・難病患者。障がい支援区分に関わらず支援対象。 ※身体障がい者は、65 歳未満の者又は 65 歳に達する日の前日までに、 障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。
サービス内容	地域にて自立した生活を営むため、家事や相談などの日常生活の援助を行う。 入浴又は食事の介護等のサービスを提供する。
運営主体	社会福祉法人や医療法人、NPO 法人など法人格が必要。夜間や休日を含めて、 緊急時など必要な時に適切な支援体制が確保できること。
運営形態	・共同生活住居の形態は、戸建て住宅やマンション、公営住宅等 ・30分圏内であれば、複数の住居をまとめて一事業所として運営可能 ・1事業所の利用定員は4人以上 ・各共同生活住居の利用定員は2人以上、原則10人以下

◆ 設備基準

<p>立地場所</p>	<p>入所施設や病院の敷地内ではなく、住宅地又は住宅地と同程度に地域住民と交流できる場所であること。</p> <p>~~~~~</p> <p>《要確認》下記の場合は別途、取扱い基準等がございます。</p> <p>・<u>既存戸建て住宅を障がい者グループホームとして活用する場合</u></p> <p>・<u>既存共同住宅(マンション等)の一部を障がい者グループホームとして活用する場合</u></p>
<p>居室</p>	<p>1人一室の居室を確保し、<u>居室面積は収納スペースを除き内法面積で 7.43 m²以上とすること。</u>（内法面積＝壁で囲まれた内側だけの床面積）</p>
<p>その他</p>	<p><u>台所、トイレ、浴室など日常生活を送る上で必要な設備のほか、相互交流スペース(食堂・ダイニング等で可)を確保すること。</u>共同生活住居の配置、構造及び設備は、例えば、車いすの利用者がいる場合は必要な廊下幅の確保や段差の解消を行うなど、利用者の障がい特性に応じて工夫されたものであること。</p>

《サテライト型住居》(平成 26 年度創設)

共同生活を営むというグループホームの趣旨を踏まえつつ、1人暮らしをしたいというニーズにも応え、地域における多様な住まいの場を増やしていく観点から、本体住居の密接な連携(入居者間の交流が可能)を前提として、ユニットなど一定の設備基準を緩和した1人暮らしに近い形態の住居です。

- 定員:1名(本体住居1つにつき2戸(2名)まで設置可能。ただし、本体住居の定員が4人以下の場合は1戸のみ。)
- ユニット(居室以外)の設備:本体住居の居間・食堂等の、利用者が相互に交流可能な設備を利用
- その他設備:日常生活を営む上で必要な設備(利用者から適切に連絡を受けられることができる通信機器(携帯電話可))
- 居室面積:収納設備を除き 7.43 m²以上
- 距離条件:本体住居から通常の交通機関を利用して概ね 20 分以内で移動が可能な距離

※ サテライト型住居の定員数は本体住居の定員数には含みません。(事業所の定員数には含む)

住居とは？

複数の居室に加え、居間、食堂、便所、浴室等を共有する1つの建物をいう。「住居」には、1以上の「ユニット」を設ける。マンション等の場合、1住戸につき1住居とする。

ユニットとは？

居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備により一体的に構成される生活単位をいう。各ユニットごとに日常生活を送るうえで必要な設備を設けること。サテライト型住居も含めた利用者・従業者が交流できるスペースを確保すること。

◆ 人員配置基準

管理者	運営管理責任者で、従業者及び業務の一元的管理、従業者の指揮命令を行う。 (常勤1人配置)
サービス管理 責任者	個別支援計画の作成、日中活動の場との連絡調整などを行う。 (利用者30人ごとに1人配置) ※資格要件は こちら (大阪府所管事業所向け)
世話人 【資格要件なし】	個別支援計画に基づき、食事や掃除等の家事支援、日常生活の相談支援を行う。 【介護サービス包括型】 常勤換算方法で、利用者数を6で除した数以上を配置 【外部サービス利用型】 常勤換算方法で、利用者数を6で除した数以上を配置 【日中サービス支援型(夜間及び深夜の時間帯以外)】 常勤換算方法で、利用者数を5で除した数以上
生活支援員	当該事業所の従業員が、介護を行う。 【介護サービス包括型】 常勤換算方法で、以下の合計数 ・障がい支援区分3の利用者数を9で除した数 ・障がい支援区分4の利用者数を6で除した数 ・障がい支援区分5の利用者数を4で除した数 ・障がい支援区分6の利用者数を2.5で除した数 【外部サービス利用型】(配置不要) ・介護サービスの手配(アレンジメント)が必要 ・外部の居宅介護事業所等に介護支援を委託して実施 【日中サービス支援型(夜間及び深夜の時間帯以外)】 常勤換算方法の合計数(計算方法は【介護サービス包括型】と同じ)

～体験入居～

- 入所施設・病院生活から地域で暮らしたい。
 - 現在は家族と同居しているが、将来的にグループホームへの入居を検討している。
- そういった場合に、短期間の体験利用を提供することが可能です。

<サービス提供条件>

- ・グループホームの利用定員の範囲内で実施することになります。
- ・通常の利用と同様に、市町村の支給決定等の手続きが必要です。(家賃助成の対象となります。)
- ・一時的な利用であるため、1回あたり連続30日以内かつ年間50日以内に限定されています。

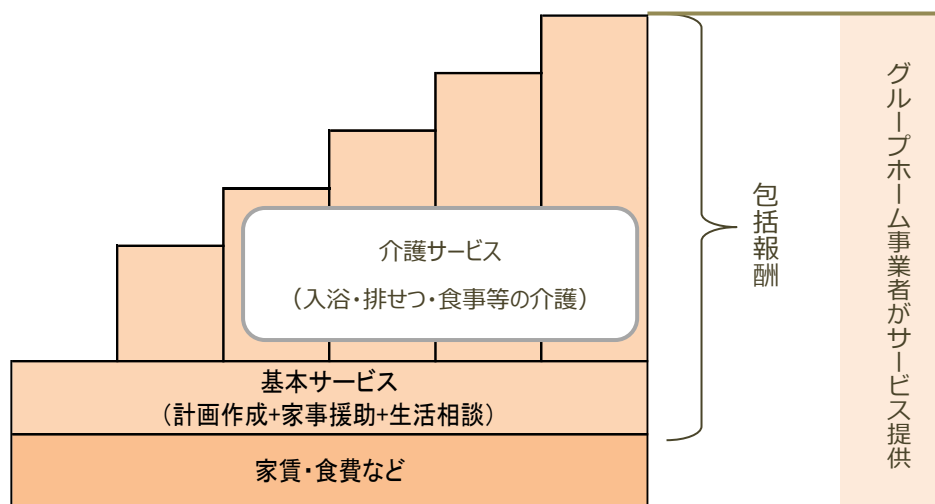
※ 利用者の入院・帰宅中に、当該利用者の居宅を体験入居に供することはできません。

※ 運営規程にある「共同生活援助の内容」の項目に「体験利用の実施」を追加する必要があります。

◆サービス報酬について

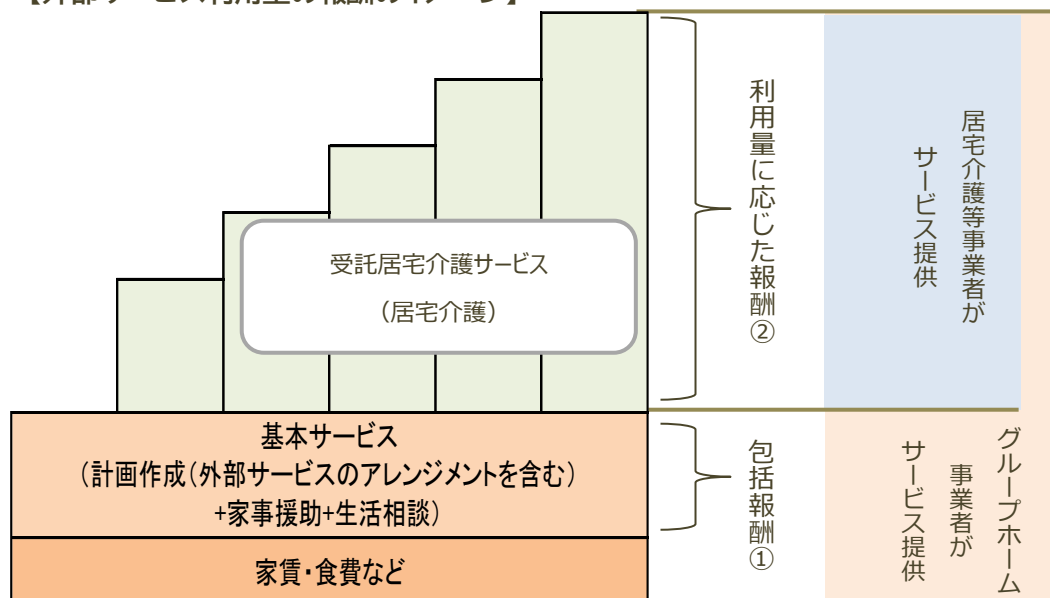
日中に就労又は、就労継続支援等のサービスを利用している障がい者に対し、地域生活を営む住宅において、日常生活上の相談、介護等のサービスを提供することに対して支払われます。

【介護サービス包括型の報酬のイメージ】



区分1 区分2 区分3 区分4 区分5 区分6

【外部サービス利用型の報酬のイメージ】



区分1 区分2 区分3 区分4 区分5 区分6

★ サービス報酬算定構造について、詳しくは[厚生労働省 HP](#)をご確認ください。

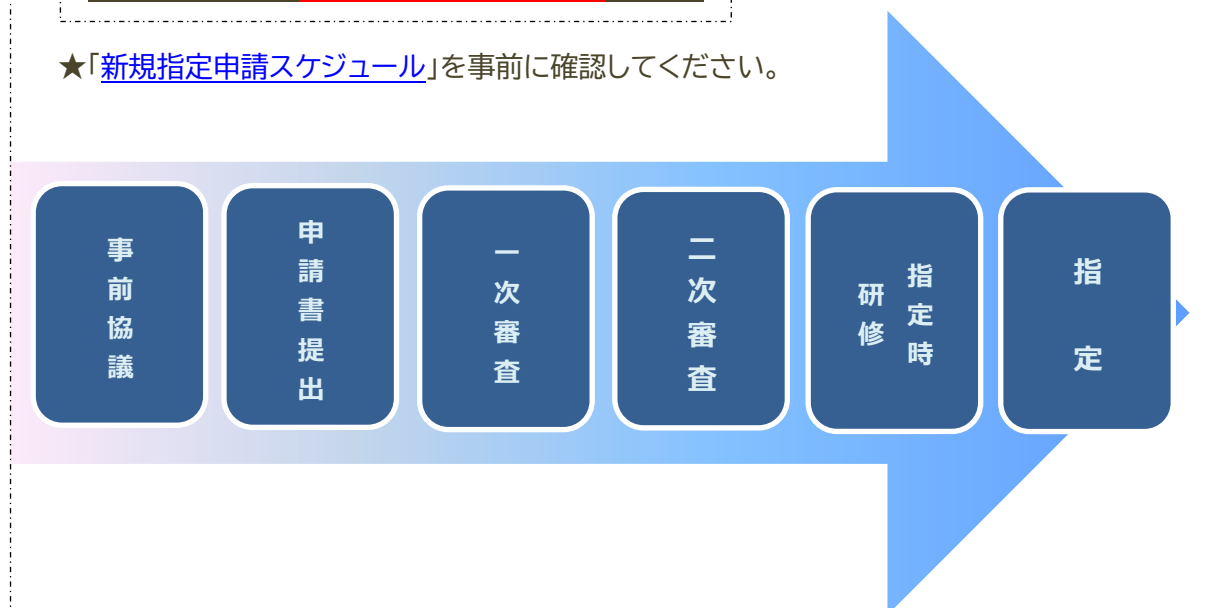
◆ 指定申請の流れ

(※)各指定権者(P11)により申請方法・取扱い基準等は異なります。

- ・グループホームを開設・運営するには、事業所はグループホームが所在する市町村に応じて都道府県知事、又は市町村長の指定を受ける必要があります。
- ・社会福祉法人、株式会社、NPO法人等の定款にある事業目的に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業」の記載が必要です。

指定申請の流れ(大阪府が所管する事業所の場合)

★「[新規指定申請スケジュール](#)」を事前に確認してください。



- 指定日の3カ月前の月末最終日までに「[事前協議](#)」を手続きしてください。
- 指定日の2カ月前 20 日頃までに「本申請協議」書類一式(1次審査)を提出してください。
- 指定日の前月 10 日までに1次審査の完了が必要です。
所在地の消防署への事業所建物に関する手続きや、建築基準法に基づく検査が必要です。
また、市街化調整区域では都市計画法上の開発協議が必要です。(要件等詳しくは[こちら](#))
- 1次審査完了後、2次審査を実施します。
- 2次審査後、指定書発行までの間に、指定時研修を受講してください。
- 指定日(事業開始が可能となる日)は、毎月1日付けとなります。

(※) 上記「指定申請の流れ」は大阪府が所管する事業所の場合となります。

グループホームを含む「障がい福祉サービス事業等」に関する指定・指導権限は、各市・広域へ事務移譲しています。

事業所の所在する市町村により、お問い合わせや申請先が異なりますので、
予めご注意ください。(お問い合わせ・申請先は P11 を参照してください。)

※事前に必ず確認が必要です → [障がい福祉サービス事業等を始めるにあたっての注意事項](#)

◆ 運営・開設時の取組事例（事業所による取組の工夫や事例です。ご参考になさってください。）

～利用者の健康管理～

- ・体力維持のために個々の状況にあったアドバイス・支援を実施
- ・生活習慣病対策として世話人への研修実施と食事の改善
- ・歯科医によるグループホームへの訪問と指導による口腔内衛生保持
- ・バックアップ施設で利用者の健康状態を看護師・栄養士に相談
- ・インフルエンザ等の情報提供を徹底

～余暇支援～

- ・月2回余暇促進日を設定
- ・レクリエーション大会、外出等のイベントを実施
- ・楽器やスポーツ等職員の特技を活かした余暇支援を実施
- ・入居者と世話人の交流の場を設ける



～設備～

- ・ホームセキュリティシステムを導入
- ・重度障がい者に配慮し、洗面スペースを広く確保

～ニーズに応じた支援～

- ・利用者一人一人のオーダメイド支援を目指した取組み
- ・毎月の食材費の範囲内で、日中作業所利用者に手作り弁当支給
- ・苦手な食材の調理方法・味付け等を工夫
- ・表情やジェスチャー等をコミュニケーションに交える
- ・入浴や排せつの介助が必要な利用者への同性介助の配慮

～人材～

- ・ボランティア、スタッフ職員の活用
- ・広報やWebスキル、ビジネスの知識などを持つジェネラリスト人材の育成を目指す
- ・幅広い視野で生涯にわたる支援ができる人材の育成を目指す



～地域交流～

- ・地域行事、地域住民座談会に積極的に参加
- ・地域活動支援センター・ケアマネージャーなどの関係機関と連携

◆ グループホーム3類型比較表 (お問い合わせ・申請等は各指定権者(P11)へお願いします。)

	介護サービス包括型 グループホーム	日中サービス支援型 グループホーム(※)	外部サービス利用型 グループホーム	
定員	原則10名以下	原則10名以下 (短期入所を含む)	原則10名以下	
住居	住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ入所施設又は病院の敷地外にあること。(P5 参照)			
設備	<ul style="list-style-type: none"> ・共同生活住居は、1以上のユニットを有すること。 ・ユニット(各居室)の面積:収納設備等を除き、7.43㎡以上を確保すること。(P5参照) 			
人員基準等	管理者	常勤で、かつ、原則として管理業務に従事するもの。		
	サービス管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者数を30で除した数以上(利用者が30人以下:1人、利用者が31人~60人以下:2人) ※資格要件はこちら(大阪府所管事業所向け) 		
	世話人	6:1以上	5:1以上	6:1以上
	生活支援員	障がい支援区分に応じて配置 (詳しくは P6 を参照)	障がい支援区分に応じて配置 (詳しくは P6 を参照)	介護の提供は受託居宅介護事業所が行うため不要
	夜間支援	なし (夜勤や宿直の配置、常時の連絡体制を確保している場合は加算で評価)	1名以上の夜勤職員の配置 (加配した場合は加算で評価)	なし (夜勤や宿直の配置、常時の連絡体制を確保している場合は加算で評価)
日中支援	なし (日中の支援は加算で評価)	1名以上の職員の配置 (加配した場合は加算で評価)	なし (日中の支援は加算で評価)	
サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> ・世話人による家事など日常生活上の援助 ・生活支援員による食事や入浴、排せつなど介護サービスの提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・世話人による家事など日常生活上の援助 ・生活支援員による食事や入浴、排せつなど介護サービスの提供 ・短期入所を必ず設置 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="color: red; text-align: center;">協議会等へ定期的に実施状況を報告し評価を受ける。</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・世話人による家事など日常生活上の援助 ※生活支援員による介護サービスは外部の居宅介護事業所に委託 	

(※)障がい者の重度化・高齢化に対応できる共同生活援助の新たな類型として「日中サービス支援型グループホーム」が、平成30年度に創設されました。

○グループホームは、障がいのある方が、必要な支援を受けながら、地域の中で家庭的な雰囲気のもとで暮らす「住まい」として重要な役割を果たしています。
○障がいの有無に関わらず、誰もが地域の中でともに暮らせる社会を実現するために、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

《お問い合わせ・申請先一覧》 ※大阪府が所管する市町村(9市町)は P12 参照

市町村	課名	住所	TEL
大阪市	大阪市福祉局障がい者施策部 運営指導課	大阪市中央区船場中央 3-1-7-331 船場センタービル 7 号館 3 階	06-6241-6520
堺市	健康福祉局障害福祉部 障害福祉サービス課	堺市堺区南瓦町 3 番 1 号 堺市役所本館 7 階	072-228-7510
高槻市	健康福祉部 福祉指導課	高槻市桃園町 2 番 1 号	072-674-7821
東大阪市	福祉部指導監査室 障害福祉事業者課	東大阪市荒本北一丁目 1 番 1 号	06-4309-3187
豊中市	福祉部 障害福祉課	豊中市中桜塚三丁目 1 番 1 号	06-6858-2229
枚方市	健康福祉部 福祉指導監査課	枚方市大垣内町二丁目 1 番 20 号	072-841-1467
寝屋川市	福祉部 指導監査課	寝屋川市池田西町 24 番 5 号 (池の里市民交流センター内)	072-812-2027
八尾市	健康福祉部 福祉指導監査課	八尾市本町一丁目 1 番 1 号	072-924-3012
吹田市	福祉部 福祉指導監査室	吹田市泉町一丁目 3 番 40 号	06-6105-8007
茨木市	福祉部 福祉指導監査課	茨木市駅前三丁目 8 番 13 号	072-620-1809
柏原市	健康福祉部 福祉指導監査課	柏原市安堂町 1-55	072-971-5202
松原市	福祉部 福祉指導課	松原市阿保一丁目 1 番 1 号	072-334-1550
池田市・箕面市・豊能町・能勢町 広域福祉課		箕面市萱野 5-8-1 箕面市立総合保健福祉センター	072-727-9661
岸和田市・泉大津市・貝塚市・和泉市・高石市・ 忠岡町 広域事業者指導課		岸和田市野田町三丁目 13 番 2 号 泉南府民センタービル 4 階	072-493-6133
富田林市・河内長野市・大阪狭山市・太子町・河南町・ 千早赤阪村 南河内広域事務室 広域福祉課		富田林市寿町 2-6-1 南河内府民センタービル 2 階	0721-20-1199
泉佐野市・岬町・泉南市・田尻町・阪南市・熊取町 広域福祉課		泉佐野市市場東一丁目1番1号 泉佐野市役所本庁4階	072-493-2023

◆ 大阪府が所管する市町村(9市町) <<お問い合わせ先(申請・届出先)>>

【 守口市、大東市、羽曳野市、門真市、摂津市、藤井寺市、四條畷市、交野市、島本町 】

大阪府 福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課 指定・指導グループ

〒540-0008 大阪市中央区大手前三丁目 2-12 大阪府本庁 別館 1 階

(代表)06-6941-0351 (内線)4520

電話受付時間は、平日(祝日除く)の9時から12時、13時から18時です。

※お問い合わせの際は、事前に P11または「[権限移譲について](#)」を必ずご確認ください、
グループホームを設置する各市町村(広域)所管部署へのお問い合わせをお願いします。

◆ その他の関係先等

● NPO法人の設立など

大阪府 府民文化部 男女参画・府民協働課 府民協働グループ

(※一部、市町村が窓口)

〒540-0008 大阪市中央区大手前1-3-49

府立男女共同参画・青少年センター(ドーンセンター)3階

TEL: 06-6210-9321

<http://www.pref.osaka.lg.jp/fukatsu/v-npo/v-npo-tebiki.html>

● 社会福祉法人を設立など

大阪府 福祉部 地域福祉推進室 福祉人材・法人指導課 法人指導グループ

(※一部、市町村が窓口)

〒540-8570 大阪市中央区大手前 3-2-12 大阪府本庁別館 8 階

TEL:06-6944-7084/06-6944-9173

<http://www.pref.osaka.lg.jp/houjin/seturitu/mokuji.html>

● 株式会社、合同会社、一般法人設立など→大阪法務局

<http://houmukyoku.moj.go.jp/osaka/frame.html>